

様式第 1 号 (第 6 条関係)

会 議 録

会議の名称	西東京市市民憲章検討委員会第 7 回会議録
開催日時	平成 15 年 11 月 5 日 (水) 午後 6 時 30 分から 9 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎庁議室
出席者	三輪委員長、上田副委員長、塩月委員、藤川委員 (事務局) 企画課 池澤主幹、櫻井主査、安藤主任
議 題	・市民憲章検討委員会第 6 回会議録について ・市民憲章の推進体制等について
会議資料 の名称	(1) 市民憲章の推進活動 (2) 市民憲章と都市宣言
記録方法	会議内容の要点記録

会議内容 発言者名	発言内容
三輪委員長	<p>開会 塩月委員から遅れると連絡がきている。 お集まりの3人で会議をはじめます。</p> <p>(市民憲章検討委員会第6回会議録について) ・この内容で承認する。特別に何かあれば事務局に申し出てほしい。</p> <p>(配布資料について) ・資料1「市民憲章の推進活動」は議題2に直接関連ある資料、資料2は付随的なもので、市民憲章と都市宣言の関係ですとか、我々が立场上意識しておいた方がよい資料である。</p> <p>(市民憲章と都市宣言について) ・これは前回、前々回の委員会でも話題になっている。西東京市の場合は平和都市宣言が先に制定されており、総合計画や市民憲章は後になっている。そういう順序関係はあるが、市民憲章の内容と都市宣言の内容、あるいはその両者の関係みたいなものを、どういう具合に了解し、外部の方々はどういう理解のしかたを求めるか、というようなことについて確認しておきたい。 ・市民憲章は1つの市に原則的に1つだが、都市宣言については多いところでは7種類くらい都市宣言をしている市もある。平均すると3つか4つくらいになる。おそらく全国の都市宣言の延の数は2,000前後になる。その中のいくつかの例を資料とした。資料は市民憲章の制定年月日順にあげている。</p> <p>・神奈川県秦野市の例 市民憲章は昭和44年制定、比較的早い時期に制定されたもの。平和都市宣言は都市宣言としてみるとかなりあとの時期になる。この市民憲章はかなりユニークなもので、第1条に「平和を愛する市民のまちそれは私たちの誇りです」と謳っていて、17年後の平和都市宣言のなかに市民憲章の第1条をそのまま引用し、「そういうことを市民憲章に定めており、その精神に則って我々はこういう宣言をする」という形の宣言になっている。ただし、市民憲章と平和都市宣言のこういう関係は全国でもここだけである。</p> <p>・栃木県佐野市の例 非核・平和都市宣言とこどもの街宣言には斜線が入っているが全部行替えしている。見た目ある種の現代詩のようなイメージのスタイルになっている。特に「こどもの街宣言」は、子供を大切にしたい、そのためにはまちをこういうふうにしたいと、子供を前に出したまちづくりの精神のようなものをかなり細かく入れている。こういう内容・スタイルの宣言をしている例は極端に少ない。これに続き同時期に「楽習のまち佐野」という都市宣言をしているが、これは市民憲章に近いような内容。こういうスタイルの宣言というのは全国的に少ない。</p> <p>・新潟県上越市の例 市民憲章と非核平和友好都市宣言が制定されているが、都市宣言の制定時期が秦野市と同様とても離れている。ここで上越市の例をあげたのは、我々の西東京市の参考になるかと考えてのことであるが、市民憲章の内容と都市宣言の内容というものをかなり意識していて、都市宣言は都市宣言らしい内容を、市民憲章は市民憲章らしい内容をかなり意識していると思う。</p>

・千葉県松戸市の例

これは、全般的に市民憲章の内容自体が、和語を多くしようとかやわらかい言い方をしようという意識があまりない。音読したときの和語の響きとか心を動かす作用というようなことはあまり意識されていない。また、世界平和都市宣言の方は、一見して漢字が非常に多いことが明らかだが、やや硬い感じの市民憲章よりさらにきつい感じになっている。

・大阪府岸和田市の例

ここは非常に多くの都市宣言をしている例。しかも都市宣言の制定時期が全国的に見てもかなり早い時期が多い。逆に言うと先駆的な内容の都市宣言がいくつかある。先ほどの佐野市の例と符合するが、子供を意識した宣言が平成に入ってから出始めているが、この岸和田っ子宣言というのは先駆的な事例という感じがする。資料の最後にある八千代市の子ども憲章とはすこしスタイルが違うのだが、他の市の子ども憲章と岸和田っ子宣言というのは内容的には相当近い。いわば市民憲章スタイルの宣言を岸和田っ子宣言という格好で出している感じ。いずれにしても、岸和田市の例は市民憲章で、ある程度の内容を市民にアピールし、それと同時に特別な内容について1つ1つ宣言の形で、かなりはっきりと、主張したいことをきちんと盛り込む、そういったことを宣言というかたちでやっているわけである。

・埼玉県上尾市の例

ここは、市民憲章は比較的やわらかい内容だが、市政運営で目玉的に主張したいことを宣言の形で強調しているような例。このスポーツ都市宣言は全国的にも早い時期に宣言していて、スポーツ都市というような市の旗印があり、それがおそらく市民憲章の2項目の内容に表現されていると思う。

・千葉県八千代市の例

これは岸和田市と似ているが、実は関東では都市宣言が多いところはそれほどない。子どもの市民憲章というのは全国的にも例が少ないのだが、この子ども憲章は、全市の中学校からピックアップされた制定委員に近い子どもたちを組織して作られたもの。

・市民憲章と都市宣言について

この資料を通してご理解いただければということに、市民憲章についても都市宣言についても、少なくとも30～40年ほどの歴史があり、多くの人が前例を見たり他市の例を見たりして、たとえば市民憲章というのはこういう趣旨とか、こういうスタイルでこういう目的で進めたり制定したりするものだという、ある種の了解事項がある。また、都市宣言についても、ものの言い方とか、どういったことについて都市宣言をするか、宣言された後どういう扱いを行政がするのかとか、そういうことに対して多くの人がイメージをある程度形成してきている。そして、都市宣言というのは明らかに多くの場合、文章として相当きつい表現になっている。ですます調を使った都市宣言は極端に少ない。それに対して、市民憲章の方は、ほとんど例外なくかなりソフトであたりもやわらかい形である。

市民憲章と都市宣言の関係について、ある特別な(限られた)内容について、主義主張のようなものをあまり妥協しないできちんとものを言うというのが、日本の場合の都市宣言の一つのスタイルである。ところが最近、憲章というスタイル、ソフトなもの言い方をするとか、制定後の行動規範とか行動を喚起するような内容を入れるというような、憲章の一つのスタイルを、全般的なまちづくりといったようなこと以外の対象に対して、憲章というス

タイトルを持ち込んでくる例が増えているようである。たとえば、緑の憲章や子ども憲章など、この2つの例は多くなりそうである。

いずれにしても、我々が制定しようとしている市民憲章と、都市宣言は少し内容が違うのではないかと、もう一つは何か特別にある時期に行政が力を入れて進めていこうというようなことがあれば、特に西東京市は歴史が新しいのですから、それはまた逐次都市宣言の形をとるか憲章の形をとるか判断しながら、またさらに新しい宣言を制定するか、新しい憲章を制定するという事も視野には入れうると思う。

(市民憲章の推進体制等について)

・市民憲章の存在とか市民憲章の文言を一人でも多くの方に知っていただくということは素朴な努力として大事だとは思いますが、市民憲章の文言だけが認知度が高くなっても現実的にはあまり意味がない。むしろ市民憲章の制定に続く、これからの活動とか努力が大きな問題になる。そのために市民憲章の推進活動がある。どこの市も同じように悩みを抱えている。ただし、知る限りにおいては、市によって温度差が非常に大きい。

たとえば、夢の広がる楽しいまちにしたいということ念頭に置くとすれば実際何をやっていくのか。夢を広げるために、これは子どもが夢を広げるということなのか、働いている人の話なのか、あるいは老人の話なのか、そういったことを言ってしまうと実はまずいわけである。だから、子どもにとっても夢が広がるまちにしたい、働く人とか老人たちにとっても夢が広がるまちにしたい、そういう含みで特定することを避けた格好で市民憲章は作られることが多い。ところが裏を返して言うと、そのときに捨象した部分、つまり子供という視点が抜けているとか、働く人とか老人たちの視点はなくなったのだとか、そういったことを今度は市民憲章に基づいた行動規範として具体化したものを、たとえば推進委員会だとか推進協議会といったところが地道にやっていかななくては行けない。そして、行動と結びつけるため、具体化したことをどのレベルでどう人をお願いしたり、どう人と手を取り合っ、何をしていけばいいのかということ、市民憲章が制定された後、地道に息長くこつこつとやっていかななくては行けないと思う。

できれば西東京市が、市民憲章を制定したら、そういったことを実現しようという努力を一人でも多くの方に呼びかけながら続けていってほしい。そのためにはどういう推進体制を取った方がいいのか、どういうことが考えられるか、また市民憲章のあり方とか今後の役割なども含めて報告したい。

・資料1により各市の例を確認したい。

資料の4ページ福井市の例、これは全国的に見ても市民憲章の実践内容をかなり詳しく書いている例である。

最初の会津若松市は、市民憲章を非常に熱心に市民に訴えかけていて、いろいろな運動とかコンクールに近いものを主催したりしている。

西東京市の場合で考えると、今後推進組織のようなものを作っていたら、制定のレベルで不十分であった内容とか、市民憲章のそれぞれの文言についての具体的なアイデアとか、こういったことをやったらどうかという提案とか、そういったものを取り入れながら多くの人に参加していただけるような方向に持っていけたらいいと思う。

資料の2番目の福井市の例は、名称からもわかるように災害をのり越えいまいまちにしていくんだという、いわばテンションの高い状態で作っているようで、それが実践内容にもかなりストレートに反映されている気がする。

会津若松市と宇都宮市は似ている点がある。2点あり、1つは推進組織を重視していること、もう1つはいろいろな人の参加を呼びかけて(圧倒的に

ボランティアが多い)、多くの人の意見や力を前提にしながら市民憲章の現実的な意義や意味を広く深くしていく努力をしていることである。

なお、両市とも推進体制という点は共通しているが、スタンスは異なっている。会津若松市の方は基本的には一般の市民を対象に組織参加を呼びかけているというニュアンスが強い。一方、宇都宮市の方は9ページの役員名簿を見ていただくとわかると思うが、市の主だった組織の方を取り込む格好で、いわば組織的な支援を前提にしたような推進活動を進めている。

この場合でも、市民憲章の推進運動は原則的には市から予算はほとんど出ていない。あくまで自主活動である。

・議題は『市民憲章の推進体制等について』となっているが、市民憲章を制定した後の扱いについて意見交換をしていきたい。

(内容がさまざまに出されたので、広報関係、支援行事・事業関係、推進体制の検討の3つについて検討結果をまとめた)

(広報関係)

・暮らしの便利帳への掲載。(できれば1ページ目がいい)

・ホームページへの掲載。(市のプロフィル的な場所への掲載のほか、独立したホームページまたは専用のコーナーをつくって、制定の経緯、趣旨などの紹介、イベント・催しなどの紹介や参加の呼びかけ、意見の受付などができるようにしてほしい)

・市の封筒への掲載。

・市民憲章碑の作成。(できれば点字もつけたい)

・看板の作成。(保谷市時代の市民憲章用の看板枠が市内に7か所残っているということなので、それに見合う田無地域への新設もあわせ、市内の数ヵ所程度に設置していただきたい)

・小中学校、公共施設に簡易的な市民憲章パネルの掲示(それほど高価でなくてもよいし、ポスターでもよい)

(支援行事・事業関係)

・市民憲章に関する絵画コンクール・作文コンクールの実施(発表の場として最低限ホームページへの掲載を。また、作品を展示するほかポスターやカレンダーにしたり、作文なら文集にするなど活用を考える)

・小中学校の授業で取り上げてもらう(小学校の地域学習あるいはゆとり教育で取り上げてもらい、授業を通して市民憲章、さらには市民憲章の奥にある、自分たちが住んでいるまちに対する勉強とか意識付けをカリキュラムに入れていただく。また、授業の一環で上記のコンクールに取り組んでいただくようお願いしていく)

(推進体制の検討)

・資料に宇都宮市の推進協議会の役員名簿があるが、こういう方々に参加していただく格好で、市に所縁のある、あるいは市の人たちと直接関わりのあるいろいろな組織の人に協力を求める体制は作りやすくなる。しかし、我々の今の責任範疇でこういうものを作ったらどうかと提言するのも行き過ぎのような気もする。ここでは、推進活動について検討をしていただきたいという程度でとどめておきたい。

・たとえば市民憲章を町内の美化運動とタイアップしたい、市の何かの事業とからめたい、市のイベントを市民憲章運動の一環としてやっていきたいというような話になると運営・動員の問題がからんでくるので、ある程度の組織体制がないとやっていけないと思う。推進体制があってはじめてこういった企画が現実性をおびてくるし、協力体制・バックボーンがあってこそやっ

ていける。推進する組織の母体がないと全市的なイベントとか活動はできないと思うので、そういった見通しであるということを申し述べる範囲でとどめるべきであろう。

・まとめると、現時点で推進体制というほどのことはないものについてはやる方向で要望する（広報関係、教育関係の支援など）

そのほか、推進体制を意識しないと進められないようなものは、そういった見通しであるということを申し述べ、検討をお願いすることとする。

（市民憲章検討委員会の報告書について）

・事務局にお願いだが、どういうスタイルで報告書を作るかということについて、次回までにひな型を用意してほしい。

（今後の日程について）

・第8回 11月18日（火）18：30から

・第9回 11月27日（木）19：00から

場所については開催通知でお知らせする。

閉会

--	--

--	--

--	--

